

現計画について

奈良県高齢者福祉計画と第5期奈良県介護保険事業支援計画を一体的に策定した。
(計画期間：平成24年度から平成26年度)

1. 奈良県高齢者福祉計画の概要について

- ・奈良県高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の9 第1項に基づく、都道府県が作成する老人福祉計画として策定するもの。
- ・現 奈良県高齢者福祉計画は、前計画（計画期間：平成22年度から平成23年度）が5年後（平成26年度）を見据えて策定した計画であったことから、前計画の内容の見直し（時点修正）を行い策定。
- ・現 奈良県高齢者福祉計画の策定にあたっては、平成21年度に、県民の生活・介護、介護事業者の運営、介護従事者の就業の実態等を把握するために実施した、「高齢者の生活・介護等に関する実態調査」(H21.8～12月)の調査結果を参考に策定を行った。

○老人福祉法第20条の9

(都道府県老人福祉計画)

第二十条の九 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県老人福祉計画においては、介護保険法第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要定員総数その他老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項
- 二 老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

4 <略>

5 都道府県老人福祉計画は、介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。

6 都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 <略>

2. 第5期奈良県介護保険事業支援計画の概要について

- ・奈良県介護保険事業支援計画は、介護保険法第118条に基づく、都道府県が「基本指針」に即して3年を一期として作成する介護保険事業支援計画として策定するもの。
- ・当計画では、計画期間中の「介護サービス見込量（各市町村介護保険事業計画における見込量の積み上げ）」、「介護保険施設における定員総数」を定めている。

○介護保険法第118条

(都道府県介護保険事業支援計画)

第百十八条 都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるものとする。

3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事について定めるよう努めるものとする。

- 一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- 二 介護サービス情報の公表に関する事項
- 三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項
- 四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

4 <略>

5 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

6 都道府県介護保険事業支援計画は、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 <略>

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
<高齢者の生活・介護等に関する実態調査>(H21.8～12月)	<H24.3 一体化に策定>	<H27.3 一体化に策定>						
(H18.3 策定) 前 高齢者福祉計画 (H22.3策定)	現 高齢者福祉計画 前計画の見直し(H24.3策定)	次期 高齢者福祉計画						
			← 2025年を見据えて策定 →					
第4期介護保険事業支援計画 (H21.3策定)	第5期介護保険事業支援計画 (H24.3策定)	第6期介護保険事業支援計画						

奈良県高齢者福祉計画・第5期介護保険事業支援計画の基本理念と施策体系

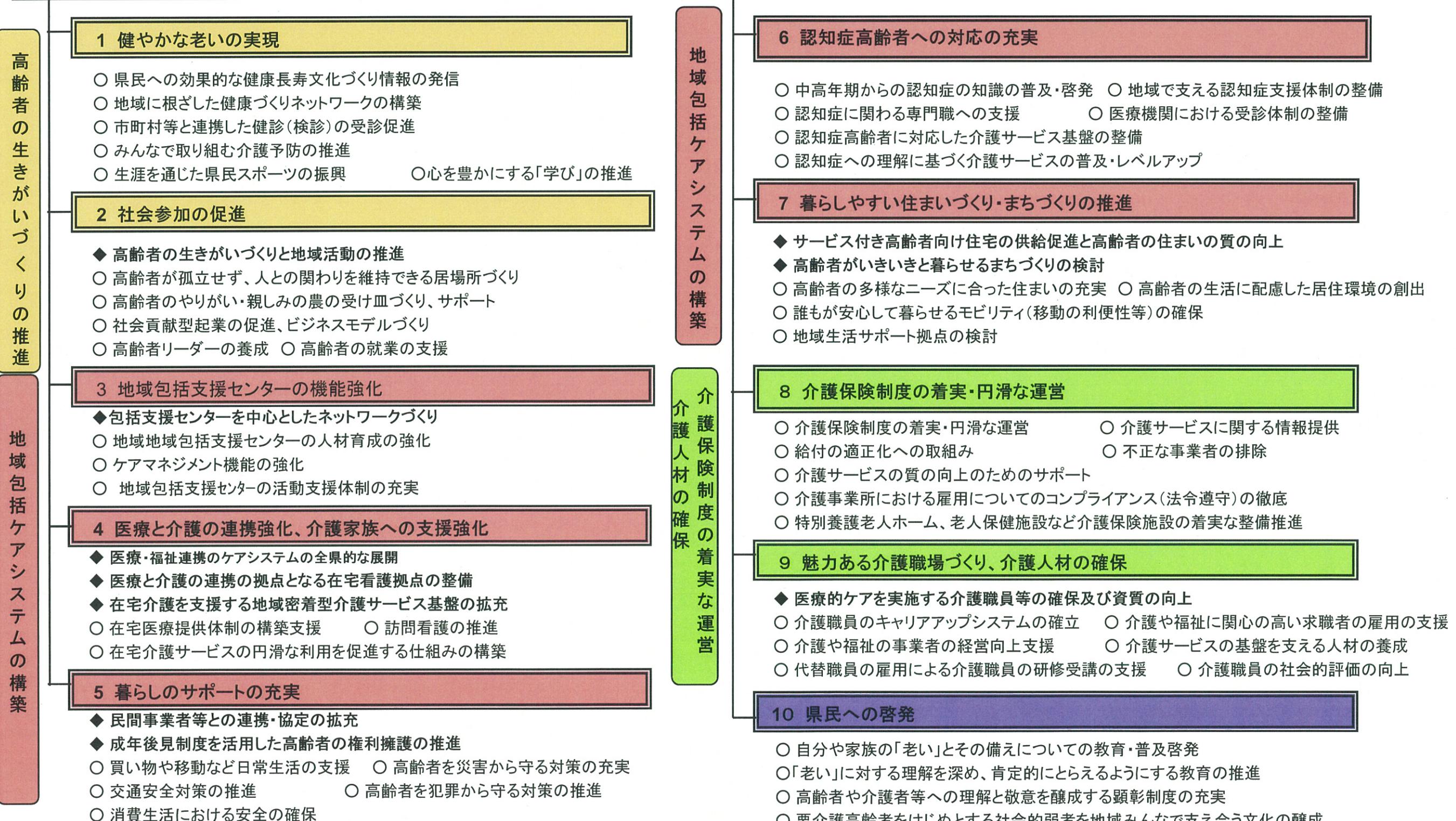
基本理念

- ◇健やかで実り豊かな人生を送ることができる健康長寿の実現を目指す
- ◇地域みんなで支え合う社会づくりを推進する

- ◇高齢者自身が主体的に関わる社会システムへの転換を図る
- ◇県が市町村や県民と連携して課題解決に取り組み、高齢者が暮らしやすい「奈良県モデル」を構築する

施策推進に向けた県の支援方針

- 先駆的なモデル事業の取り組み等により、県内市町村を先導
- 官民連携による地域のネットワークづくりの推進
- 介護保険制度の円滑な運営に向けた介護サービス基盤の整備



◆新たに重点的に取り組む施策